

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発 行 日 毎月1日・随時	

監 査 公 表

静岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年 1 月 9 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成26年度定期監査

城北公園自由広場における使用承認事務について[公園整備課]

【指摘事項】

市都市公園条例施行規則第8条により、公園使用料の減額又は免除の申請をしようとする者は、公園使用料減額・免除承認申請書を提出しなければならないとされており、減額し、又は免除する使用料の額は全額又は2分の1相当額のいずれかと規定している。

しかし、城北公園自由広場について、使用料を全額免除する場合は申請者から申請書を提出させているものの、使用料を徴収する場合は、旧静岡市時代の特別決裁を根拠に、市都市公園条例第17条及び別表第1に規定する額とは異なる低廉な使用料を徴収していた。これは、当時、条例どおりの算定をした場合、近隣の他施設と比べて高額となることから、均衡を図る目的でとられた措置であるが、この特別決裁における取扱いは、事実上の使用料の減免措置と認められることから、規則上における適正な事務手続を欠いていると言わざるを得ない。

このことから、当公園自由広場における使用料の徴収手続については、減免基準の整備を

図るなど、適正な見直しを行うべきである。

【措置の状況】

城北公園自由広場における使用料の徴収手続については、静岡市都市公園条例及び同施行規則との整合性や、政令市及び県内自治体に対して行った公園利用に関する調査結果等を踏まえ、平成28年度から、旧静岡市時代の特別決裁による取扱いを廃止し、サッカークラブや野球クラブ等の利用関係団体が行う大会（試合）形式で城北公園自由広場を占有利用する場合は、他の都市公園と同様に条例に基づいた「公園使用料減額・免除承認申請書」及び「公園内行為許可申請」をしていただき、規定の使用料を徴収することとしました。

このことに関しては、実際の利用関係団体への説明を行い、理解を得ました。今後は、減額等の審査基準の見直しを講じていくこととしました。

平成28年度定期監査

1 不適切な見積執行等について[市民自治推進課]

【指摘事項】

静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実施業務委託に係る単独随意契約の見積執行について、処務事務マニュアルによると予定価格書の見積書比較価格の範囲内で相手方を決定すべきところ、見積書比較価格を上回る金額で相手方を決定していた。また、当該委託契約に係る契約金額は、見積金額に消費税等相当額として100分の8の額を加算した額とすべきところその額が加算されていなかった。

この点について所管課に確認したところ、相手方に見積心得を交付していなかったため、相手方は見積書の提出時に見積金額の108分の100に相当する金額としないまま提出していたことが判明した。

この結果、契約金額自体には消費税等相当額が加算されていることとなったが、見積執行段階から契約締結に至る一連の手続に重大な誤りがあったことが明らかとなった。

【措置の状況】

職員の見積執行及び契約手続に関する知識不足が原因です。そのため、年度間の引継ぎ資料に見積執行等契約に関する項目を新たに記載するとともに、処務事務マニュアルを再度確認し、本業務における契約事務のチェックリストを作成しました。

また、契約の相手方である静霊奉賛会静岡市支部は、成り立ち上、行政が関与し協力する

組織ですが、平成30年度以降当該業務の実施にあたっては、契約における意思決定ラインを見直し、再発防止に努めていきます。

2 契約書への仕様書の添付漏れ等について[市民自治推進課]

【指摘事項】

静岡市戦没者を追悼し平和を祈念する式典実施業務委託において、委託契約書の中には「別紙仕様書のとおり」との記載があるにもかかわらず、市が受領した契約書に仕様書が添付されていなかった。さらに、相手方に交付した契約書には仕様書が添付されていたものの、当該仕様書に契約書との契印が押印されていなかった。

【措置の状況】

契約書原本を作成する際の仕様書のつづり方や契印を押印することなどのルールを失念したことが原因です。再発防止のため、本業務における契約事務のチェックリストを作成し、作成したチェックリストを平成29年度当該業務のファイルの内表紙に添付しました。